


消費生活情報つうしん

発行：東近江市市民生活相談室

0748-24-5619 050-5801-5635

消費者（consumer・コンシューマー）の代表！？の

コンちゃん  と シュマー君  が  

契約 についてお知らせします。

シュマー たいへんや！たいへんや！

コン どうしたの？シュマー君。

シュマー そやかて、たいへんなんや。あんな、サプライズで兄ちゃんのお誕生日会をしたろうと思て、カツオのバースディーケーキを予約したんだにゃ。

コン へえ！優しいんだね。

シュマー そやろ！それやのに兄ちゃんたらな、彼女とデートやから、あかんて言うんや。それでな、ケーキ屋さんに断りに行ったんや。そしたら、キャンセルするんやったら、キャンセル料がかかるって言われたんだにゃ。

コン それでどんなケーキなんだい？

シュマー カツオ好きの兄ちゃんのために特別にカツオを取寄せて作ってもらうねん。そやけど、僕まだケーキもらってないし、食べてもないにゃ。それなのにキャンセル料ってひどいにゃ。

コン 注文するときに説明されなかったの？

シュマー ウーン…にゃっかんが、どうのこうのって聞いた気がするにゃ。

コン シュマー君は、お店にないメニューのケーキを特別に作ってもらうって契約をしたんだね。

シュマー 契約って、僕ハンコなんか押してないにゃ。

コン ハンコを押さなくても諾成契約といって契約が成立することはあるんだよ。

シュマー ウーン…確かに約束はしたにゃ。「にゃっかん」ってなんだにゃ。

コン 「^{やっかん}約款」だよ。お商売をしてる人がいろいろなお客さんと契約をするために、あらかじめ決めておく契約の内容を約款っていうんだよ。その約款の中にキャンセルについての決まりごとがあれば、それに従うことになるんだ。

シュマー ほな。僕のケーキのキャンセル料もそれに従わなあかんのか？

コン 原則的にはそうだよ。

シュマー でも、中にはあんまりにもひどい、決まりごともあるんじゃないのかにゃ？

コン うん。お客さんにとってあまりにも一方的に不利になるものは、認められない場合があるらしいよ。それで、シュマー君が注文したケーキはどのような内容だったの？

シュマー うん！豪華だにゃ！ケーキの上にカツオがまるまる 1 匹載ってるんだにゃ！すごいんだにゃ！それを僕と兄ちゃんと家族の分で 3 個注文したんや。そやのに今朝、今晚のお誕生会の話をしたら兄ちゃんが「今日はあかん。デートや」て言うんだにゃ。ひどいにゃ。

コン え～！それじゃあ、今日が誕生日会ってこと？ 今朝、お兄さんに話したの？

シュマー そや、サプライズだからにゃ。

コン でも、そんな他の人に売れそうもないケーキをドタキャンするのはどうかなあ。

シュマー シューン。

コン まあまあ…シュマー君どうする？

シュマー そうだにゃあ。わかった。僕のお腹が引き受けるにゃ。コンちゃんありがとうにゃ。よかったら、食べに来てにゃ

相談やお問い合わせは **東近江市消費生活センター**へ



〒527-8527 東近江市八日市緑町 10-5 (市民生活相談室内)

◆ 相談専用電話 **0748-24-5659 050-5801-5659**

◆ 相談時間 **9:00~12:00 13:00~16:00(土・日・祝祭日・年末年始は休み)**